

# 公的研究費における 不正対応に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、関西福祉科学大学・関西女子短期大学（以下「本学」という。）における教職員等の研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するため必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 2 研究活動上の不正行為

教職員等が研究活動を行う場合における次に掲げる行為をいう。

- 一、捏造 データ、研究結果等を偽造して、これを記録し、又は報告もしくは論文等に利用すること。
- 二、改ざん 研究資料・機器・研究過程を変更する操作を行い、これにより変更・変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成し、又は発表すること。
- 三、盗用 他人のアイデア、研究過程、研究結果、論文又は用語を当該他人の了解を得ず、又は適切な表示をせずに使用すること。
- 四、その他 論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ、その他研究倫理に反する行為

### 3 研究費の不正使用

法令、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）及び本学が定める規程等に違反する経費の使用をいう。

## (研究倫理教育責任者)

第3条 本学における不正行為等の防止を統括する者（以下「研究倫理教育責任者」という。）を置く。

2 研究倫理教育責任者は学長をもって充て、職名を公開するものとする。

## (研究倫理教育推進者)

第4条 研究倫理教育責任者を補佐し、不正行為等の防止に実質的に責任と権限を持つ者（以下「研究倫理教育推進者」という。）を置く。

- 2 研究倫理教育推進者は、研究倫理教育責任者が指名する者をもって充て、職名を公開するものとする。
- 3 研究倫理教育推進者は不正防止計画推進委員会と連携し、公的研究費における不正行為等について対策を策定し実施する。

(不正防止計画)

第5条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者に対して一定期間の研究データの適切な管理と必要時に開示することを義務付ける。
- 3 研究データの保存期間は、研究成果発表後5年間とする。

(不正防止計画推進委員会)

第6条 最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進委員会を置く。

2 不正防止計画推進委員会の委員は次に掲げるものより構成する。

- 一、事務統括管理責任者（大学事務局長）
- 二、研究統括管理責任者（副学長）
- 三、総務部長、学部長（大学）、学科長（短大）
- 四、その他特に必要と認める者

3 不正防止計画推進委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、不正防止計画の企画及び立案に関すること。
- 二、不正防止計画の推進に関すること。
- 三、不正防止計画の検証に関すること。
- 四、研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
- 五、研究活動上の行動規範案の作成に関すること。
- 六、内部監査部門との連携を強化する。

(告発窓口の設置)

第7条 本学における不正行為等に関する通報、告発等及び通報等に係る相談に対応するための告発窓口を設置する。

- 2 研究費の不正使用や研究活動上の不正行為等に関する機関内外からの告発に対応する告発窓口を法人本部総務部に設置する。
- 3 前項の窓口は、次に掲げる業務を行う。
  - 一、公的研究費等の不正使用に係る告発の受付
  - 二、前号により受け付けた研究費等の不正使用事案の最高管理責任者への連絡

(不正調査委員会の設置)

第8条 最高管理責任者は、不正が疑われる情報を知り得た場合、速やかに不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して事実関係を調査しなければならない。

2 調査委員会の委員は次の中から最高管理責任者が指名する。

- 一、統括管理責任者（研究・事務） 1名
- 二、不正が疑われる研究者等の所属学部長(大学)、学科長(短大) 1名
- 三、大学事務局職員 若干名
- 四、学外有識者（本学に属さず、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者） 調査委員の半数以上
- 五、その他特に必要と認める者 若干名

3 調査委員会の委員長は、最高管理責任者が定める者とする。

(調査の実施)

第9条 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

- 一、告発等の受け付けから30日以内に告発等の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を資金配分機関及び文部科学省に報告する
- 二、調査方針、調査対象及び方法について資金配分機関及び文部科学省に報告・協議してから調査を実施する
- 三、研究者等及びその関係者からの事情徴収
- 四、支出に係る書類、証憑（証拠）の収集、研究データの収集分析
- 五、支出の相手方業者からの事情徴収、各種伝票の収集、分析
- 六、本学及び資金配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- 七、その他必要となる事項の調査

(調査中における対応)

第10条 調査委員会は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

- 2 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関及び文部科学省に報告する。
- 3 調査終了前であっても、資金配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査中間報告を資金配分機関及び文部科学省へ提出する。
- 4 調査に支障がある等正当な事由がある場合の除き、当該調査事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不正の認定)

第11条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与程度、不正使用の相当額等について認定し、最高管理責任者に報告する。

(調査結果の報告)

第12条 調査委員会は迅速な全容解明のため、告発等の受け付けから210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画を含む最終報告書を最高管理責任者、資金配分機関及び文部科学省に報告する。

- 2 最高管理責任者は、調査委員会の報告において不正の事実が確認できなかった場合、その旨を調査に関係した全ての者に通知する。

(調査結果の通知)

第13条 最高管理責任者は、調査委員会の報告において不正に関与したと認定された者に調査結果を通知する。

(不服申立て)

第14条 不正に関与したと認定された者は、調査結果の通知を受けた日から14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不正に関与したと認定された者から不服申立てがあった場合は、資金配分機関及び文部科学省に報告する。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行い、不服申し立てを受けた日から30日以内に再調査又は不服申し立ての却下を決定し、最高管理責任者へ報告する。
- 4 再調査又は不服申し立て却下の決定を資金配分機関及び文部科学省に報告する。

(再調査)

第15条 再調査は調査委員会が行う。最高管理責任者は、再調査において新たな専門性を要する委員が必要となると認めた場合は、調査委員の交代又は追加を決定できる。

- 2 調査委員会は不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料等の提出を求め、その当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。
- 3 調査委員会は再調査開始から50日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者へ報告する。
- 4 最高管理責任者は、再調査結果を不服申立人に通知する。

5 再調査結果は、資金配分機関及び文部科学省に報告する。

(関係者の保護等)

第16条 最高管理責任者は、告発者及び調査関係者が公的研究費における不正の告発等を理由に不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。

2 最高管理責任者は、被告発者に不正の事実が確認できなかった場合、必要に応じて被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(公的資金の返還)

第17条 最高管理責任者は、前項による報告の結果、当該資金配分機関から不正に係る資金の返還命令を受けた場合、研究者等から当該額を返還させるものとする。

(不正研究者等への措置)

第18条 最高管理責任者は、研究者等における不正の内容に応じて、下記に示す「譴責」、「停職」、「懲戒解雇」等の適切な措置を講じるため理事会に具申する。

- 一、譴責 譴責は本人に始末書を提出させて将来を戒める。
- 二、停職 停職は10日以内の期間を定めて本人の出勤を停止し、その業務に従事させずその間の給料を支給しない。
- 三、懲戒解雇 懲戒解雇はその責めを帰すべき事由を明示して解雇する。

(不正取引業者への措置)

第19条 最高管理責任者は、取引業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合、別表各号に定める期間の範囲内で取引停止の措置を講じる。

2 最高管理責任者は取引停止期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになった場合、別表各号に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

3 最高管理責任者は、取引業者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合においても必要であると認める場合、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(調査結果の公表)

第20条 最高管理責任者は、不正行為及び不正使用が認定された場合は速やかに調査結果を公表するものとする。

2 公表内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、調査の方法・

手順等を含むものとする。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て運営理事会で決定する。

附 則

1. この規程は、平成 19 年 11 月 9 日から施行する。
2. この規程は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。
3. この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

[別表]

不正取引業者への措置基準

措置要件	取引停止期間
(虚偽記載)	
1 本学発注の契約に関して、必要として求めた調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内
(過失による粗雑な契約の履行)	
2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた損害事故)	
3 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、本学関係者及び第三者に損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 6 ヶ月以内
(契約違反)	
4 本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内
(その他)	
5 本表 1~4 に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為等があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 6 ヶ月以内